

海岸法改正に伴う 「海岸保全基本計画の改訂」 について



鳥取県県土整備部河川課

「鳥取沿岸海岸保全基本計画」改定事業

概要

- 平成26年度海岸法改正を受け、国が定める『海岸保全基本方針』の変更が告示された。（平成27年2月2日告示）
- これに伴い、平成13年度に策定している「鳥取沿岸海岸保全基本計画」を改定する必要がある。

背景

【現計画の経緯】

昭和31年	海岸法制定
平成11年	海岸法改正（防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設等）
平成12年	海岸保全基本方針策定（国）
平成13年	鳥取沿岸海岸基本計画策定

【今回計画変更の経緯】

平成26年6月	海岸法改正（公布）
平成26年8月	海岸法一部改正（施行）（減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け等）
平成26年12月	海岸法一部改正（施行）（海岸保全施設の維持・修繕基準の策定等）
平成27年2月	海岸保全基本方針変更告示（国）
平成27年度	鳥取沿岸海岸保全基本計画の改定

鳥取県沿岸海岸保全計画の改正のイメージ①

◇海岸の保全に関する基本的事項

①海岸の現況及び保全の方向に関する事項

【現計画】

- ・約28項目に分かれなど散文的
- ・アンケート結果などデータが多い



- ・自然的特性と社会的特性を大くりに
- ・詳細なデータは「資料編」へ
- ・「**基本理念**」を「図解する」などわかりやすく
- ・**ジオパーク**についても言及

②海岸の防護に関する事項

【現計画】

- ・波浪の浸水区域、50年間侵食の影響範囲
- ・津波に対する言及は**ない**。
- ・**ねばり強い構造(被害軽減)**についても言及**なし**

新



- ・影響範囲等の再検証
- ・津波(L1)の対応の位置づけ
- ・高潮からの防護。ソフト対策
- ・**ねばり強い構造(L2被害軽減)**について

③海岸環境の整備及び保全に関する事項

【現計画】

- ・一般的事項の記載

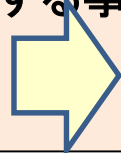


- ・「砂丘除草ボランティア」、「弓ヶ浜のマツ守り隊」等の具体事例を追記

④海岸における公衆の適正な利用に関する事項

【現計画】

- ・一般的事項の記載



- ・「皆生トライアスロン」、「皆生・大山 SEA TO SUMMIT」等の具体事例を追記

鳥取県沿岸海岸保全計画の改正のイメージ②

◇海岸保全施設の整備に関する基本的事項

①海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

- イ 新設又は改良しようとする区域を定める
- ロ 区域ごとの種類、規模、配置について定める
- ハ 防護される地域及び土地利用の状況を定める

- 新**
- 設計を超える津波、高潮等の作用に対しての「粘り強い構造」や「緑の防波堤」の整理
 - 耐震性の強化の推進の整理

津波・高潮・地震についての取
り扱いが課題。

すべて新たに位置づけ

②海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- イ 維持修繕の対象となる、海岸保全施設の区域を定める
- ロ 海岸保全施設の種類、規模、配置について定める
- ハ 海岸保全施設の種類ごとに、維持・修繕の方法について定める

- 予防保全の考え方の整理
(長寿命化計画)
- 巡視・点検・修繕の記録の作成

複数の管理者
において、調整
が課題